令和5年12月13日

第七期小平市障害福祉計画

第三期小平市障害児福祉計画

検討委員会会長　様

小平市地域自立支援協議会

会　長　杉　本　　豊　和

第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画に対する意見

第七期小平市障害福祉計画・第三期小平市障害児福祉計画に対して地域自立支援協議会として、以下の通り意見を取りまとめましたので、検討委員会にてご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

１　基幹相談支援センターの設置と地域生活支援拠点等事業の充実について

　障がい者の重度化・高齢化への対応や親亡き後に備えるとともに、地域生活への移行や継続、安心確保を構築するため、5つの機能を備えた「地域生活支援拠点等」を市町村に１つ以上整備するよう、第四期障害福祉計画以降の基本方針に盛り込まれています。

　小平市においては、令和3年10月より「地域生活支援拠点等事業」を面的整備としてスタートし、市内93事業所が登録されています（令和4年12月現在）が、具体的な展開までは至っていませんでした。地域自立支援協議会でも重要な課題として捉え、地域生活支援拠点等ワーキングを立ち上げ、まだ未設置である基幹相談支援センターのあり方とともに検討して参りました。その後、同居家族の入院等の緊急事態に備えて、事前に情報提供いただく「緊急時情報提供シート兼同意書」の取り組みが令和5年8月から始まりました。

　小平市としてさらに先進地域に学びながら、緊急時の支援体制や地域生活支援拠点等事業を担う事業所の協働体制の構築、人材確保・育成など更に強化に努めていくことが必要だと考えます。

また、「地域生活支援拠点等事業」の面的整備を推進する上で、5つの機能に合わせ、①コーディネーター役の相談支援専門員の育成、②緊急時受入れ・対応する事業所の確保等、その整備を推進し中核となる基幹相談支援センターについて「第２次地域生活支援拠点等ワーキンググループ報告書」に示された例を参考に柔軟な方法も含め一刻も早い設置を提案します。

２　協議会の充実の方向性について

　現在の協議会の課題としては、①各会議体の充実、②当事者参画の保証、③協議会の内容を市政や市民の取り組みに生かす方法、と考えられます。

①については、今年度から幹事会をなくし、全体会と専門部会の構成とする形でスリム化を図り、委員の定員を増やし、より幅広く意見を集約できるように要綱を変更しました。引き続き、各部会の充実と適切な会議回数の確保が求められます。また、国の次期指針の活動指標の中には「協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善」とあり、今後その仕組みや取り組み方法など検討が必要です。②については、協議会がより活発な活動を展開していくために大切なことになります。前期までもオンライン会議の開催などICTを活用した取り組みをしてきましたが、協議会への参加しやすい工夫（当事者へのサポート体制やITの活用等）を更に進めていくとともに、他の障がいのある市民の意見を聞くための当事者ワーキングの更なる充実を模索されるべきと考えます。

　また、現在名称が「地域自立支援協議会」となっていますが、障害者基本法改正において「自立助長」の理念が削除されたことから、本協議会においても「自立」の文言を廃し、「地域協議会」等とする検討が必要と思われます。

３　重度訪問介護、同行援護、行動援護の拡充について

　就業する重度障害者等に対する支援として、国の地域生活支援事業要綱では原則週10時間以上就業する者を対象に、就業中または通勤中について、重度訪問介護・同行援護・行動援護と同等の支援を提供するサービスが市町村の任意事業であります。小平市でも実施するよう計画に盛り込んでください。

４　移動支援事業所、日中一時支援事業所の指定事務について

　移動支援事業所、日中一時支援事業所に関する小平市の要綱では、事業者の指定については東京都の障害福祉サービス事業者の指定を受けていなければならないと記載されています。そのため、本市に指定が該当しない他市で2つの地域生活支援事業の指定を受けている事業所に、自費で利用している小平市民（障がい者）がいます。移動支援や日中一時支援はニーズが高いサービスでありますが、提供する事業所が限られているのが現状ですので、ぜひ「他市で指定を受け（長年）実績のある事業者は市長が認める」といった趣旨の一文を追加した要綱とするよう計画に盛り込んでください。

５　重症心身障害児（者）在宅レスパイト事業の実施について

　在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障がい児（者）等に対し、委託契約をした訪問看護事業所の看護師又は准看護師が自宅へ出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを伴う見守りを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）を図れます。

このレスパイト事業は、東京都の事業、都が1/2、市が1/2で負担しています。23区ではすでに実施しており、26市のうち、現在は10市ほどが実施し始めているようです。小平市の地域の特性を活かすためにも計画に盛り込むよう検討をお願いします。

６　放課後等デイサービスの拡充について

　放課後デイサービスについて、小平市では16か所の事業所がありますが、利用者の定員がすでに一杯という事業所が多くあります。今後さらに利用希望者も増加する見込みと思われますので、新規事業所の開拓とともに重度の方や医療的ケア児も受け入れできる質的整備を整えている事業所への支援の強化ついても検討をお願いします。

７　指定障害児相談の充実について

　障害児においては、障害者と比べてセルフプランの率が高い状態が続いています。ライフステージの変化、切れ目のない支援をしていくためにも、身近に相談できる相談支援専門員が必要と考えます。今後、新規事業所の開拓等、相談支援体制の充実を望みます。